



様式9

共有者不明農用地等に係る公示

下記共有者不明農用地等は農地法（昭和27年法律第229号）第33条第1項による利用意向調査を行ってもなお共有者不明農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確認することができないため、同法第33条第2項の規定に基づきその農地の所有者等を確認できない旨公示する。

令和5年4月1日

涌谷町農業委員会
会長 畑岡 茂



記

1 共有者不明農用地等の所在等

共有者不明農用地等の所在・地番	地目	面積 (m ²)
涌谷町猪岡短台字新小倉下 298 番	田	511
涌谷町猪岡短台字新小倉下 299 番	田	1,748
涌谷町猪岡短台字新小倉下 300 番 1	田	2,000
涌谷町猪岡短台字新小倉下 300 番 2	田	1,000
涌谷町猪岡短台字新小倉下 301 番	田	3,000

2 この公示は、共有者不明農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確認できないことから行うものである。

3 当該共有者不明農用地等の不確知共有者は、この公示の日から起算して6か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農用地についての権限を証する書類を添えて農業委員会に申し出ることができる。

(1) 申出を行う者の氏名・住所（法人にあっては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名）

(2) 当該農用地の所在、地番、地目、面積

4 不確知共有者がこの公示があった日から起算して6か月以内に申し出がなかった場合には、当該農用地について、農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項の規定により読み替えて準用する第39条第1項の規定による都道府県知事が利用権を設定すべき旨の裁定をすることがある。